

○奄美市ICT事業拡大支援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日告示第103号

奄美市ICT事業拡大支援事業補助金交付要綱

奄美市ICT先進技術習得事業補助金交付要綱（平成23年奄美市告示第64号の2）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の事業者がデジタル技術の活用を通して事業拡大又は業務効率化を図るための取組に対し、予算の範囲内において奄美市ICT事業拡大支援事業補助金（第5条第2項を除き、以下「補助金」という。）を交付することについて、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業拡大又は業務効率化を図るため、外部人材を活用して行うデジタル分野の技術習得に係る事業又はデジタル技術の活用に係る事業とする。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、本市に本店、支店その他の事業所を有する個人又は法人その他の団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営し、若しくは経営に参与している者
- (4) その他市長が不適当と認める者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるもののうち、補助金の交付決定日から当該年度の2月末日までに補助対象事業を実施し、支払がなされたものとする。

- (1) 外部人材に支払う謝金、交通費及び宿泊費
- (2) 新たなシステム又は機械装置の導入に要する経費及びそれに付随する経費
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、当該額が50万円を超える場合にあっては50万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別に定める提出期限までに、奄美市ICT事業拡大支援事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 支出計画書
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。
(交付の決定)

第6条 市長は、補助対象事業者から前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、奄美市ICT事業拡大支援事業補助金交付決定通知書(以下「決定通知」という。)により、当該補助対象事業者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。
(内容等の変更)

第7条 交付決定者は、決定通知を受けた後において、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ奄美市ICT事業拡大支援事業補助金変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、条件を付した場合は、奄美市ICT事業拡大支援事業補助金変更交付決定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

4 交付決定者は、補助対象事業を廃止する場合は、その理由を記載した奄美市ICT事業拡大支援事業補助金廃止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して14日以内の日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、奄美市ICT事業拡大支援事業補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支出報告書
- (2) 領収書等の支出を証明できる資料
- (3) 実績が確認できる写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、実績報告書を提出した後においても市長の指示があるときは、補助対象事業に係る実績、効果等について報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、奄美市ICT事業拡大支援事業補助金交付確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(証拠書類の保管)

第10条 交付決定者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該証拠書類を5年間保管しなければならない。

(取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(様式)

第12条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日までに、旧要綱の規定により交付すべきであった補助金の取扱いについては、なお従前の例による。